

第 4 部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

主管課：総務課、関係各課

活動方針

被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う

対策

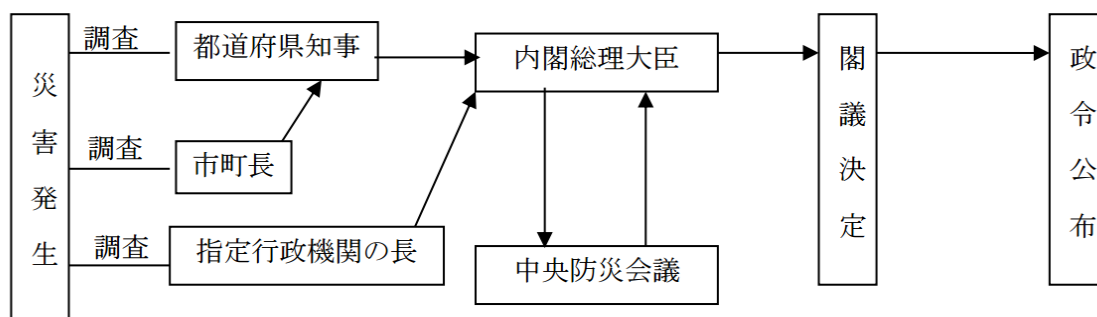
【県と町が連携して実施する対策】

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、町及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

（1）激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業
- ・堆積土砂排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

- ・農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

③ 中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ・小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ その他の特別の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

- ① 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- ② 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

町はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

主管課：税務課、健康福祉課

活動方針

被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する
被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う

対策

【県と町が連携して実施する対策】

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、町の整備促進に協力する。

(2) 住家被害認定調査の実施

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家被害認定調査の実施について検討する。

県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図り、名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、市町の住家被害認定にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

(3) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、罹災証明書の交付にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図るとともに、市町の罹災証明書の発行事務にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

① 災害援護資金

実施主体：町

対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害

受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

貸付限度額：350万円

② 母子及び寡婦福祉資金

実施主体：町

受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

貸付資金の種類（主要なものを抜粋）

a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金 e 修学資金 f 修業資金 g 医療介護資金
h 結婚資金

③ 生活福祉資金

実施主体：県社会福祉協議会

受給者：災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

貸付資金の種類

a 総合支援資金

・生活支援資金 ・住宅入居費 ・一時生活再建費

b 福祉資金

・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・福祉用具購入費

c 教育支援資金

・教育支援費 ・就学支度費

d 不動産担保型生活資金

・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

①対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ・救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した町の区域にかかる自然災害
- ・10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町の区域にかかる自然災害
- ・県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ・県内に上記の地域を含む場合にあつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ・上記の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ・県内に上記の町を含む場合、又は 該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の町にあつては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

② 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補償	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補償	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補償	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補償	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

(3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

① 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

② 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、県及び町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

③ 住宅金融支援機構との連携

県及び町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

① 県税の減免及び期限延長

・ 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

・ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

② 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

主管課：企画調整課、総務課

活動方針

復興体制の構築及び復興方針の事前検討及び復興指針の策定を行う

対策

【県と町が連携して実施する対策】

1 復興体制の構築

(1) 町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、町の総合的な復興対策を指揮する「町災害復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。